

岡山県学校保健会養護教諭部会「なごみ」運営管理規則

学校保健会養護教諭部会
情報教育推進委員会

(目的)

第1条 この規則は、岡山県学校保健会養護教諭部会ホームページ「なごみ」（以下「なごみ」という）の運営管理に関する基本事項を定め、本県学校保健会の情報化の推進を図るとともに、養護教諭が行う健康管理・健康教育に活用できるホームページの適正かつ効率的な運用を確保する。

(プロバイダー)

第2条 本ホームページは、さくらレンタルサーバーにより公開している。移転する場合は、常任委員会で協議・決定する。

(運営管理体制)

第3条 養護教諭部会の部会長は、当「なごみ」に掲載された情報について責任を負う。部会長は、情報管理の適正を図るために、情報教育推進委員会を置くものとする。

(情報教育推進委員会の職務)

第4条 情報教育推進委員会の会員は、「なごみ」の作成と更新を行い、その他情報教育の総合的な運営管理に関することを計画する。また、会員および児童生徒のプライバシー、著作権等の保護を行い、情報の管理を厳重に行うものとする。

(掲載上の禁止事項)

第5条 次の各号に掲げる内容を「なごみ」に掲載してはならない。

- (1) プライバシーを侵害する内容
- (2) 著作権を詐称する内容
- (3) 他を詐称する内容
- (4) 他を誹謗中傷する内容
- (5) 他に不利益を与える内容
- (6) 営利を目的とした内容
- (7) 公序良俗または社会慣習に反する内容
- (8) 政治、宗教上の宣伝勧誘など教育にふさわしくない内容

(運営管理規則の改定)

第6条 運営管理規則改定は、常任委員会で協議・決定し、理事会で承認を得たうえで行う。

附則

この規則は、平成15年11月 1日から施行する
平成25年12月 4日一部改訂
平成27年11月27日一部改訂